

## (仮称)豊明市暴力団排除条例指定に伴うパブリックコメントでの意見に対する見解

番号	意見の概要	意見に対する市の見解
1-1	<p>社会復帰について暴力団排除だけではなく、市がその社会復帰の促進を図ることに努めることを、1条に追加して欲しいです。県の暴排条例1条にも明文化済みです。豊明市社協も、今秋に前後駅で黄色い羽根を使って社明運動をやるらしいので市も歩調を合わせて欲しい。</p>	<p>社会復帰施策については、本条例案第4条により、「県、及び法第32条の2第1項の規定により愛知県暴力追放運動推進センターとして指定を受けた者その他の暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体と連携を図り施策を実施する」となっており、文章表現の違いはありますが、内容について具備がされていると考えます。</p>
1-2	<p>第1条後半の「もって地域経済の健全な…」 「地域社会」に変更して欲しいです。市の経済だけの問題ではないので。</p>	<p>「地域社会」「地域経済」は、ともに「特定地域の経済圏(ローカルエリア)」を指した言葉であり、表現の違いはありますが内容についてはいずれも同等であると考えます。</p>
1-3	<p>努力義務規定を義務規定へ強化する 第3条・6条の「～するように努める」「～しなければならない」に厳格化して欲しいです。そうした方が、本条例趣旨により適合すると思えます。</p>	<p>本条例においては、「市、市民及び事業者」の三者に対しての責務を努力目標として、課しています。現段階においては、努力目標とし、将来に向けて、その一部を義務化することも検討していきたいと考えます。</p>